

安全保障概念の多義化と「人間の安全保障」

篠田 英朗

広島大学平和科学研究センター

はじめに

冷戦が終焉して従来の国際関係の枠組みが大きく見直されていく過程において、「安全保障」の概念が議論の対象になっている。冷戦体制が二つの対立しあう陣営が安全保障を模索しあうものであったとすれば、その枠組みの崩壊とともに安全概念が変質を迫られたのは当然のことかもしれない。そうしたポスト冷戦時代の事情を象徴する一例が国連開発計画(UNDP)によって提唱され広く知られるようになった「人間の安全保障」概念であろう。そこで意図されているのは「国家の安全保障」から「人間の安全保障」への転換をはかって、より広範囲にわたる人間を対象にした安全保障措置を確立することである。だがこのような新しい概念はどのような意味で本当に新しく、また安全保障概念を現実の国際社会において実り豊かなものにするといえるのだろうか。本稿はこうした問いに答えるための糸口を探求する。そこで本稿が目指すのは、「人間の安全保障」概念を歴史的な視点から捉えなおし、その期待される役割について考察することである。

第一節は、伝統的と想定される安全保障概念がどのような変遷を辿ってきたものなのかを探求する。第二節は、伝統的的国家安全保障概念の歴史的背景をふまえた上で、「人間の安全保障」概念がどのような議論を引き起こしているのか、そしてどのように位置づけられるべきものなのかを分析する。第三節は、90年代になって新たに提示された「人間の安全保障」という概念が、同じく90年代になって議論されるようになった「平和構築活動」の概念とどのような関係を持っているのかについて考察する。第四節は、日本政府の「人間の安全保障」概念への積極的な関心を確認する。

最終節においては、議論のまとめとともに「人間の安全保障」がという地域的文脈で持ちうる含意についてふれる。

1 安全保障の伝統的意味とその変遷

安全保障を意味する「security」は、必ずしも古い政治用語ではない。英語の「security」という一般性の高い語と、日本語の特殊政治的な文脈でのみ用いられる「安全保障」という語との間に感じられるある種の距離は、外来語としてのこの概念の新しさに由来するものだと言えよう。そもそも言うまでもなくsecurityとは国家の軍事的安全保障措置だけを意味する語ではなく、人々が日常生活の中で守る「身の安全」・「警護」や「社会保障(social security)」、あるいは「安心」といったものを意味する語であり、また経済的には担保や有価証券などの保証を指す語である。古くはキリスト教徒の宗教的な安寧という意味でのsecurityという使用法も多くあったようである¹。事実として公権力などが治安

を維持して人々の安全を確保することもまた、英語ではsecurityという概念で理解される。そのため国際政治の文脈でこの語を使用する際には、意味内容を明確にするためにnational securityという表現がしばしば用いられてきた²。国家を主なアクターとする軍事的安全保障の分野において、自国の軍事力の整備と同盟関係構築による手段が、主な安全保障政策として認識されることになったのである。そうした国家の軍事力を焦点にした「安全保障」の概念を、ここではとりあえず「伝統的」なものとして位置づけることにする。

ただしこの「伝統」は、経済、治安、宗教的分野でのsecurityという語の使用に比して新しい。国家安全保障を意味するsecurityの用語法が確立されたのは、20世紀に入ってからだと言われる³。もちろんそれ以前にも国家は防衛のための軍事力整備を行っていたわけであり、今日からみて安全保障措置と呼べるものがなかったわけではない。しかし国家安全保障概念の確立には、国家の制度的アイデンティティの明確性が前提となる。国家が単に君主の統治する領土しか意味しないのであれば、国民の安全という概念はそこから切り離されることになり、今日の意味での国家安全保障(national security)を概念化できないからである。この意味でナショナリズムの高揚による19世紀以降の国民国家原則の普遍化が、国家安全保障概念の成立の背景にあったとすることができよう⁴。ナショナリズムによって国家の擬人化が進んだとき、国家という人格の自己保存が安全保障問題として概念化されるからである。すでに古くから個人のsecurityの概念は確立していたのだから、ひとたび国家の擬人化が進めばそれが国際政治でも用いられる「メタファー」になるのは当然だったと言えよう⁵。

このように国家安全保障が歴史的な産物であるとするれば、伝統的国家安全保

障をあたかも超歴史的に存在するものとして考えることはできない。まずもって伝統的概念の歴史性が検討されなければならないはずである。本節はそこで国内的文脈における「責任化」と国際的文脈における「国際化」、そして両者における「社会化」の三つの視点から、伝統的国家安全保障概念の歴史的様相を探ることにする。

第一に、国内秩序と安全保障の関係についてだが、政治思想史の観点から安全保障概念の源流を探るならば、近代国家の立憲主義化・民主主義化の過程で政府に与えられた新しい役割とそれにともなう政府の「責任化」過程を見逃すことはできない。たとえばイギリスを例にとれば、名誉革命以降王権の制限による国民の権利保護は、立憲的国制の下で国家秩序の一支柱となっていた。それがアダム・スミスやジェレミー・ベンサムが登場した18世紀後半からの自由放任主義や功利主義思想の展開の過程において、政府の役割を極小化する思潮、政府の役割を「夜警国家」に限定する思潮へとつながっていった。この小さな政府への期待は、しかし決して弱い政府への期待ではない。秩序維持・安全保障に専心する国家機関は、その期待に応えるだけの実力を持っていないからである。国民の政治的・市民的権利を保護し、治安維持を保障する政府権力は、他のいかなる国内集団をも圧倒する立法・司法・行政能力を保持していなければならない。そして当然そこには十分な警察・軍事力の整備が含まれる。政府が国民の安全保障に責任を持つという考えは、立憲主義的国制の中で政府に与えられた役割に対応したものであり、19世紀以降民主化の進展とともに、そのための政策の充実が政府の主要関心の一つとなっていったのである。

第二に、このような夜警国家的安全保障の延長線上に、安全保障の「社会化」とも言える事態が起こることになる。夜警国家観は「自由放任主義」の名の下に資本主義の進展を後押しした一方で、資本主義に対する敵対勢力の批判の対象ともなった。共産主義に対する自由主義陣営の勢力は、世界恐慌によって大きくそがれることになった。その後、ケインズによる拡大された政府の役割が先進国の主要な経済ドクトリンとなり、恐慌下でのニューディール政策やナチ・ドイツ及びソ連における全体主義的経済政策の有用性の認識へとつながっていく。総力戦として大量の国民を動員した第二次世界大戦後、イギリスにおけるベヴァリッジ・プランなどに象徴される福祉国家化の流れがヨーロッパを中心に定着し、それは80年代のレーガンやサッチャーによる保守革命の時期まで一貫して続いていくことになった。その間自由主義の牙城とも考えられたアメリカにおいても、アフターマティヴ・アクションをはじめとする政府の社会介入政策が定着し、また失業者対策などを含めた経済的・社会的権利の保障が政府の重要な仕事の一つと認識されるようになった。国民の「社会的安全保障」が、政府が果たすべき責務の一つとなったのである。

このような「社会化」は伝統的国家安全保障の変化を示すものであるが、しかしそれと全く断絶したものでもないだろう。そもそも石油や食糧などの経済的・社会的資源は常に国家安全保障の重要な一側面であった。それは国家主義的解釈に従えば国力増強の手段でしかないのかもしれないが、しかし国民にそうした経済的・社会的な安全を供給していく政府の役割は国民を全く無視するものでもありえない。特に民主化・立憲主義化の流れの中で、経済的・社会的安全保障が国民の「権利」として確立されていったことには注意すべきであ

ろう。またこの「社会化」は国内的文脈でのみ理解されるべきではなく、次の「国際化」とも絡み合うものである。

第三に指摘できるのは、伝統的安全保障概念は「国際化」の反映だったという点である。18、19世紀の古典的とも言える国際政治が展開した時代には、バランス・オブ・パワーがある種の法則として、また政策理論として、有効性を保っていた⁶。超越的権力がないままに大国が国益を求め合う状況においては、大国間の勢力均衡だけが国際社会の政治原理であった。そこで戦争は歪曲した勢力均衡を是正するための制度的措置であり⁷、そのためナポレオン戦争などの例外を除いてヨーロッパではおおむね大規模な戦争が回避された。大国は軍事力整備と国際情勢に応じた同盟政策で自国の安全を図り、小国は大国間のバランス・オブ・パワーの論理によって操作される（べき）ものでしかなかった⁸。19世紀帝国主義の時代にアジアとアフリカで広がった植民地化の嵐は、ヨーロッパ外に位置する諸国の安全保障が無に等しく、あくまでもヨーロッパ列強の織り成すバランス・オブ・パワーの論理に還元されるものでしかなかったことを示していたと言えよう。バランス・オブ・パワーも大国の安全保障政策の一環であったということは間違いではないかもしれない。しかし国益や他国の動向によって目まぐるしく同盟政策を変更する古典的国际政治には、勢力均衡による秩序維持の観点があっても、安全を保障するための措置をとるという制度的観点が希薄だった。

おそらくナポレオン戦争によって混乱したヨーロッパに生み出されたウィーン体制下の失敗に終わった神聖同盟、そして限定的な成果をおさめたその後のヨーロッパ協調体制は、大国による秩序維持のための初めての制度的試みだっ

た⁹。19世紀において大国は国益を求めながらも秩序維持の責任を負い、諸国の安全を保障する役割を果たす一種の制度を形成するという考えが生まれたのである。ナポレオン戦争は一種の世界戦争だったが（もちろんそれ以前の18世紀の幾つかの戦争も世界的に波及したのだが）、その規模の大きさから諸国の安全保障を国際社会全体の秩序維持の観点から捉える発想を生み出した。この方向性は第一次世界大戦後に新しい形で発展した。国際連盟は、新興のヨーロッパの小国を含めたベルサイユ体制を、集団安全保障によって維持することを目的とする機関であった。さらに第二次世界大戦後に国連憲章第7章に挿入された「国際の平和と安全」という表現は、安全保障が単に個々の国家によって追求され解決されるものではなく、国際社会全体が取り組まなければならない問題であるという認識を示している。

もちろん国際連盟においても国際連合においても集団安全保障システムは実際には機能しなかった。だが第二次世界大戦の後に生まれた米ソが二極となった冷戦構造の中で超大国は世界中の諸国の安全保障に何らかの責任あるいは重大な関与を持たざるをえなくなったのであり、事実上二つの集団安全保障システムによる世界大の勢力均衡の構造を作り出したのである¹⁰。百万という規模でアメリカの軍隊がヨーロッパやアジアに常駐して他国の国境線を警備するという光景は20世紀後半になって初めて生まれたものであり、19世紀までのヨーロッパでのバランス・オブ・パワーの構造においては考えられなかった事態だと言えよう。

このようなウィーン会議以来の国際秩序維持制度の進展は、一方において「主権平等」の原則によって全ての諸国の安全が国際社会全体の秩序維持の観点か

ら保障されるということと、他方において実はそのような諸国の安全保障がそれぞれの国の軍事力整備によっては達成されず、何らかの国際的システムの中での安全保障を必要としているという事情とを反映したものであった。第二次世界大戦後に二極構造を支柱として世界中に網の目のように張り巡らされた多くの「安全保障条約」は、こうした事情の反映だと言える。

この軍事的安全保障の「国際化」という事態は、同時に進展していた「社会化」の流れとも無縁ではなかった。そもそも国連は経済社会理事会という機関を持つという点で、国際連盟とは異なる性格を持っていた。(軍事的側面を含めた)安全保障は、経済的・社会的側面を無視しては達成されない、という認識が、世界恐慌が引き金となって起こった第二次世界大戦の教訓であった。経済社会理事会に属する種々の機関、つまり国連開発計画(UNDP)、世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などは、戦後の国際社会の中でその活動領域・重要性を拡充し続けていった。また政府間関係においても、戦略的意図を動機としつつ二国間の対外援助が拡大発展し、先進国が開発途上国の経済・社会開発の当事者の一員となるという事態が生じた。民間団体による援助活動も急速に拡大し、南北間における「社会的安全保障」の「国際化」が進展していったのである。

このような文脈において見れば、次節でみる「人間の安全保障」概念は、その新しさは否定されないとしても、むしろ歴史的流れの中で生まれてきたものだと言えるだろう。

2 人間の安全保障

「人間の安全保障」という概念は1994年以前にも様々な機会で主張されていたとされる¹¹。特に冷戦の終焉によって安全保障という概念を見直す気運が生まれたことが大きい¹²。だがそれが広く注目を浴びるようになったのは、1994年のUNDPによる『人間開発報告書』によってであった。すでにその前年の1993年の『人間開発報告書』において、アマルティア・センの「ケイパビリティ」概念の影響を受けた「人間開発」の観点から「人間の安全保障」概念が提唱されていたが、94年『報告書』はそれをさらに体系的に説明したのである¹³。

『報告書』によれば、「人間開発」とは「人びとの選択の幅を拡大する過程」と定義されるが、「人間の安全保障」は「これらの選択権を妨害されずに自由に行き、しかも今日ある選択の機会は今後も失われぬという自信を持たせること」だとされる¹⁴。後者は参加型開発に必要である。というのは最低限の必要を満たし、生計のための機会を与えられれば、人びとは解放され、自らの能力を開発し、地域社会・国家・世界の開発に全面的に貢献すると考えられるからである¹⁵。このように開発の観点から提起された「人間の安全保障」が、世界共通、相互依存、早期予防、人間中心という「四つの特徴」を与えられて、『報告書』によって説明される¹⁶。

その「人間の安全保障」という包括的概念には、「二つの主要な構成要素」があるという。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」である。『報告書』は、国連設置を決議したサンフランシスコ会議の経緯を政府に報告した際のアメリカの国務長官を引用し、この二つの自由が国連発足当初から認識されていたと指摘する。しかし『報告書』によれば、実際にはこれまで「恐怖からの自由」

のみに安全保障概念が結び付けられてきたという¹⁷。

そこで冷戦終焉によって新しい包括的安全保障概念への転換が図られなければならない、と『報告書』は主張する。それは「領土偏重の安全保障から、人間を重視した安全保障へ」、そして「軍備による安全保障から『持続可能な人間開発』による安全保障へ」、というスローガンによって表現される。具体的には経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治の七種類の安全保障が求められる¹⁸。経済の安全保障に関しては、まずもって「安定した基本収入」を提供する仕事の確保が重要となる¹⁹。食糧の安全保障は、「だれでもがいつでも、物理的にも経済的にも基本的な食糧を入手できること」を意味し、そのためには「食糧を自分で生産したり、買ったり、公的な食糧配給制度を利用して食糧を得る“権利”を持つこと」が必要となる²⁰。健康の安全保障は、伝染病や寄生虫によるものをはじめとする病気に対する安全保障で、環境や医療サービスの整備などが重要となる²¹。環境の安全保障の主要テーマは、水質汚染、砂漠化、塩害、大気汚染、人口増加による自然災害被害の拡大などである²²。個人の安全保障は、国家や他の集団や人々からのあらゆる種類の暴力から身を守ることである。また労働災害、交通事故、女性に対する脅威、児童虐待もこのカテゴリーの対象である²³。地域社会の安全保障は、伝統的慣習の中にひそむ圧政、民族対立による被害、先住民に対する暴力などに関わる²⁴。政治の安全保障は、人権保護や民主化を意味する²⁵。さらに『報告書』は地球規模で「人間の安全保障」を脅かすものとして、爆発的な人口増加、経済的機会の不平等、国際間の過度な人口移動、環境の悪化、麻薬生産と取引、国際テロの六つをあげる²⁶。

この「人間の安全保障」概念は、国家崩壊の危険信号としての早期警告指標

を提供する。食糧消費の悪化、高失業率、賃金の減少、人権侵害、民族紛争、人間開発指標での地域間格差の増大、過剰な軍事支出などがそうした指標となる。具体的には『報告書』はアフガニスタン、アンゴラ、ハイチ、モザンビーク、ミャンマー、スーダン、ザイール（現在のコンゴ民主共和国）を危機的な段階にある国々とし、予防的・治癒的手段を含む国内・国際社会の努力が社会統合のために必要だとする。このような予防措置の提唱における『報告書』の立場は、短期間の人道的支援は長期の開発援助には及ばないというものである。そして「社会統合政策」が「人間の安全保障」概念により求められる政策として打ち出される²⁷。

さてこのように極めて包括的な形で提示された「人間の安全保障」概念には、概念的明晰さを欠き、その対象領域が散漫になっているという傾向があるかもしれない。その一方において、包括的であるがゆえに多方面での国際協力活動を総合的に位置づけし直すという視点がある。それゆえこの概念の賛同者も批判者も、従来の安全保障概念との異質性ばかりに着目し、いわば国家中心主義批判の文脈でそれを理解しようとしているようである。しかし世界共通、相互依存、早期予防、人間中心という『報告書』が「人間の安全保障」概念の特徴としてあげる語は、もちろん国家中心的なものではないにせよ、決して国家に敵対し挑戦するものでもない。その点を念頭においた上で、『報告書』の「人間の安全保障」概念を歴史的・思想的文脈から検討してみよう。

第一に、「人間の安全保障」概念が、第二次世界大戦後の世界秩序の支柱ともいえる歴史的・思想的基盤を持っていることが指摘できるだろう。『報告書』は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」が「人間の安全保障」概念の二つの

構成要素だとするが、言うまでもなくそれらは「言論表現の自由」と「信教の自由」とあわせ、ルーズベルト米大統領が1941年初頭に「自由を守る戦い」である世界大戦で守られるべき四つの基本的自由としてあげたものである。同年8月にルーズベルトがチャーチル英首相と連名で発表した「大西洋憲章」には、四つのうち「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の二つだけが特筆された。

『報告書』が述べるように、これら二つの自由は国連発足当初から認識されていた。より正確に言えば、それらはまさに国連設立の思想的基盤だったのであり、第二次世界大戦における連合国(United Nations)側の戦争および戦後の世界秩序再編のための正当化論理そのものだったのである。そしてすでに指摘したように世界恐慌をへて設立された国連は、連盟とは異なり、経済的社会的領域での活動を重要なものとみなしていた。領土的・国家的なものとしてだけ安全保障概念が理解されたというのは間違いではないとしても、誤解を招きやすい言い方だろう。より正確には、経済的・社会的な安全を保障しなければならないという要請が、徐々にではあれ、すでに見た「責任化」、「社会化」、「国際化」の流れの中で、一貫して高まってきたと言うべきであろう。

第二に、第一の点の別表現とも言えるが、『報告書』の発想には、これまで別の文脈で語られてきた思想と基本的に同じ構図が見られる。それは大枠で言えば、たとえば人権分野における政治的・市民的権利に対する経済的・社会的権利の劣位改善の試みに重なると思われる。また平和学の分野では周知のものとなっているヨハン・ガルトウングの「消極的平和(戦争の欠如)」偏重に対する「積極的平和(構造的暴力の欠如)」認識の試みにも相通ずるところがあるだろう。国家という政治・法的擬人におきかえて人間という生身の存在を中心にし

て安全保障政策を立案しようとする『報告書』の発想は、擬人が生きる政治的・法的領域での安全保障に対して、経済的・社会的安全保障を復権させるという性格を持っている。

第三に、「人間の安全保障」は、国家概念を中心にして領土的・軍事的に認識される安全保障概念と対比されるべきものである。しかし両者の対比関係は、「防衛的」と「包括的」という表現によって説明されるべきものであり²⁸、必ずしも相矛盾するものではない。『報告書』が危険なものとするのは、たとえばイラクやソマリアでみられた社会支出に対する軍事支出の異常な高さである²⁹。つまり包括的概念としての「人間の安全保障」が問題にするのは、種々の安全保障措置を包括的かつ均衡のとれた形で追求することであり、伝統的な領土的・軍事的安全保障は排除されるのではなく、あくまでも適正に位置づけし直される。もっとも『報告書』自体がそのような努力をしているとは言えない。それは『報告書』が「人間開発」の文脈にそってUNDPが「人間の安全保障」を説明したものであるという点を考慮すれば、当然なのかもしれない。だがたとえば『報告書』が個人の安全保障に関して外国からの脅威を「人間の安全保障」を脅かすものとしている以上³⁰、伝統的安全保障概念をそこから排除すべき理由はないと言える。

第四に、国家ではなく「人間の安全保障」が強調されるとしても、その際に安全を保障する主体として想定されているのは、各国政府もしくは政府が構成する国際機関である。『報告書』も、政府の政策決定者や国際機関で働く職員たちを主な名宛人に想定しているように見える。つまり国家は自らの生存を守るという形で政策を決定するのではなく、人間の安全を守るという観点から政策

を決定しなければならないということが、「人間の安全保障」概念が要請する結論である。さらにいえば政府は自国の国民だけではなく、世界の人間たちの安全を念頭において行動していかなければならないということである。もちろんだからといって、民間団体や諸個人による「人間の安全保障」確保のための努力を『報告書』が軽視しているというわけではない。しかしそれでも指摘できるのは、政府の領域とは全く別の領域で「人間の安全保障」概念が説かれているのではなく、むしろ政府の活動領域を広げたり修正したりするために説かれているのだという点である³¹。

第五に、国際社会の歴史的展開にそってなされた「人間の安全保障」概念は、既存の秩序の枠組みと価値観を決して根本的に否定するものではなく、むしろそれらを総合的に強化する形で提唱されている。そのことは『報告書』がすでに見たように「社会統合政策」を結論的に「人間の安全保障」政策としてあげたことに示されている。「社会統合政策」によって成し遂げられるのは、国連が依拠する主権国家システムの否定ではなく、その強化である。むしろそこでは多様性を認める多元的価値観が前提とされなければならない。しかしあくまでも国民国家の機能整理と強化が人間の安全を保障する手段なのであり、そのような観点から様々な領域で現在行われている国際支援活動を包括的にまとめあげるものとして、「人間の安全保障」概念が設定されるのである。

これらの点を指摘することによって、本稿は過度に伝統的国際秩序との連続性を強調して『報告書』の貢献を否定しようとしているわけではない。しかし本稿は、「人間の安全保障」概念が目的とするものを明確にする必要性を強調する。「人間の安全保障」概念は国家に対立する思想的に急進的なものとして、あ

るいは主権国家衰退論の時代の風潮に乗った形で、理解されるべきものではない。その重要性はあくまでも、戦後の国際社会が目指してきたものをさらに一層包括的・総合的な視野で捉え直し、拡大した国際支援の活動戦略を新しい時代の要請の中で練り直そうとする態度に見出されるべきだと思われる。

3 人間の安全保障と平和構築活動

ここまで見てきたように『報告書』の人間安全保障概念は、決して伝統的國家安全保障の否定の上に成立するものではなく、それをも取り込んだ上でより「包括的」な安全保障政策を模索するために提唱されたものであった。それは決して過去と断絶しているものではなく、むしろ国連が体現する戦後国際社会の価値規範を再認識するためのものであった。そこで提起されるべきは、それではなぜ今そのような安全保障概念の包括的把握が必要なのか、という問いだろう。安全保障が狭義に捉えられていた時代にも、『報告書』が列挙する問題点の深刻さは認識されていた。なぜ今それらを「包括的」安全保障概念によって総合的に把握し直すことが必要なのだろうか。

『報告書』が「早期予防」の重要性を「人間の安全保障」概念の一特徴にあげているのは、象徴的である。「人間の安全保障」は「後手の介入」に優るものとしての「早期予防」を重視する視点だと説明される。それによって広義に捉えられた「開発」が、緊急人道援助や平和維持活動などの他の国際協力活動との連関性の中で位置づけられることになる。この点は『報告書』が、(1993年までの段階で)平和維持活動費が膨張しているのに対して開発援助費が横ばい

もしくは減少傾向にあると指摘し、長期的な開発援助のための資金を「平和の配当」や「兵器貿易に対する課税」などの手段によって「先進国の防衛予算」から捻出することを提唱している点などで明らかになってくる³²。領土的・軍事的安全保障を包括的な「人間の安全保障」概念の中に取り込むということは、直接的には各国政府の防衛予算を減らして「人間開発」関係の予算を拡充すべきことを意味する。開発途上国は国家予算の20%を「人間優先関連分野」にあてるべきであり、援助供与国も「人間優先の目標に向ける配分率」を20%まで引き上げるべきだと『報告書』は主張するが³³、さらに『報告書』は「平和の配当」などを利用して、「人間の安全保障に関する国際基金」の設立も提唱したのである³⁴。

このように「安全保障」という用語を使ったことにより政治学者の関心も集めた『報告書』は、あくまでも「開発」の重要性を訴えるという目的によって生み出されたものとして解釈されうる。この意味では「人間の安全保障」は、ポスト冷戦時代における「開発」の再評価の一環として打ち出されたものだと考えられよう。言うまでもなく冷戦時代の開発とは、援助供与国の戦略的関心と無縁ではありえなかった。またそうであるがゆえに、伝統的安全保障との比較においては確かに常に劣位にあるものと認識されてきた。古い戦略的要請が特定の援助供与国に特定の国家の開発への関心を生み出したとすれば、ポスト冷戦時代にはそのような開発への関心は時代遅れのものとなる(かもしれない)国家ではなく「人間の安全保障」を、というスローガンは、そうした時代背景において価値を持つ。

このことは、「人間の安全保障」という包括的概念を媒介にして、開発が他の

国際協力活動の中に組み込まれるようになることを意味する。それはたとえば人道援助や平和維持活動など、本来は開発とは区別される活動領域を、より包括的な視点の中で狭義の開発とともに位置づけし直すことである。食糧、職業・所得、人権、武力紛争、不平等、軍事支出という多岐にわたる「人間の安全保障」の指標は、あたかもUNDPの指導の下に他の国際援助活動を統御しようとする試みの表れであるかのようだ³⁵。

1990年代前半になされた類似の試みとして、1992年に出されたブトロス・ガリ国連事務総長（当時）の『平和への課題』（初版）をあげることができる。ガリはそこにおいて予防外交や平和維持とあわせて「紛争後平和構築（post-conflict peace-building）」という新しい概念を提唱した³⁶。それは紛争後地域において平和の基盤を作り上げる活動を指すのだが、その包括性のゆえに実際の内容としては非軍事化、小火器の管理、制度改革、警察・司法機構の改善、人権監視、選挙改革などとあわせて、社会・経済開発があげられた³⁷。そこにはUNDP『報告書』と同様に、社会的・経済的脆弱さが混乱を誘発するという認識がある。紛争後地域という限定をとれば、それはまさに長期の視点に立った「早期予防」としての「人間開発」の役割認識にほかならない。対処療法的ではない予防策として、ガリは平和の側から、開発をも視野に入れた包括的アプローチを提唱した。そして開発の側からは、平和を視野にいれた包括的アプローチとして「人間の安全保障」概念が提示された。このような意味において、「人間の安全保障」は、「平和構築」などの概念と同様に、確かに同じ時代の要請に応えるものだったと言える³⁸。

4 人間の安全保障と日本

さてここまで本稿は「人間の安全保障」概念についての分析を加えてきた。本節はその「人間の安全保障」概念が日本政府によって注目されていることを、簡単に指摘しておきたい。

安全保障の「社会化」として指摘した状況は、先進国一般に見られる現象であった。しかし軍事力を限定的にのみ保持することを国是としてきた日本にとって、安全保障の経済的・社会的側面に着目することは自然なことであった。1970年代に入ってから相互依存状況の進展と、ニクソン・ショック及びオイル・ショックは、広い視野から安全保障を捉える気運を日本に生み出した。この時期の経済安全保障を取り入れたものとしての「総合安全保障」概念は、そうした事情を反映したものであった³⁹。ここで「総合安全保障」について考察する余裕はないが、少なくともそれが領土的・軍事的ではない安全保障概念の構築を目指すものであったことは指摘できるだろう。もちろんそれは決して人間中心主義という視点によって成立したわけではなかったのだが⁴⁰。

こうした歴史的経緯を考えると、現在の日本政府が「人間の安全保障」概念を好意的に取り扱い、ある種の外交の指針として紹介しているのは、不思議なことではない。外務省の説明する「基本的考え方」は、「我が国の国際貢献に当たり、『21世紀を人間中心の世紀とすべし』との理念の下、人間個々人に注目し、国家の安全と繁栄を確保しながら、人間個人の本来の可能性を実現することを目標とする」ことだという。「現在、人類は貧困、環境問題、薬物、国際組織犯罪、感染症、紛争、難民流出、対人地雷といった様々な脅威に直面」している

ので、「こうした問題は国境を越えた広がりを持つ面もあることから、その解決に当たっては、各国の個別の対応に加え、国際社会が一体となって取り組むことが必要」だという認識が、「人間の安全保障」重視の理由なのだという⁴¹。

こうした動きは UNDP 報告書の直後ではなく、小渕政権の時代に生まれてきたものである。政府高官が初めて「人間の安全保障」について公式にふれたのは、小渕恵三総理大臣（当時）による 1998 年 12 月の「アジアの明日を創る知的対話」という国際会議での演説においてであったが、その中で小渕首相は次のように述べた。

「近年のアジアの目覚ましい経済発展は、同時に様々な社会的ひずみを生み出しました。経済危機によりこのようなひずみは一層顕在化し、人間の生活を脅かしています。私は、このような事態に鑑み、『ヒューマン・セキュリティ (Human Security)』即ち『人間の安全保障』の観点に立って、社会的弱者に配慮しつつ、この危機に対処することが必要であるとともに、この地域の長期的発展のためには、『人間の安全保障』を重視した新しい経済発展の戦略を考えていかなければならないと信じています。...私は、人間は生存を脅かされたり尊厳を冒されることなく創造的な生活を営むべき存在であると信じています。『人間の安全保障』とは、比較的新しい言葉ですが、私はこれを、人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化するという考え方であると理解しております。『人間の安全保障』の問題の多くは、国境を越えて国際的な広がりを持つことから、一国のみでの解決は困難であり、国際社会の一致した対処が不可欠です。また、これらの問題は、人間一人一人の生活に密接に関わることから、NGOを始めとする市民社会における活動が最も効果的に力を発揮できる分野であり、各国政府及び国際機関は、市民社会との連携・協力を強化しつつ対応していくことが重要です。アジア経済危機に関しても、我が国は、これまでに世界最大規模の支援策を表明し、また、着実に実施してきておりますが、このような支援に際しても、『人間の安全保障』の観点から、経済危機から最も深刻な影響を受けている貧困層、高齢者、障害者、女性や子供など社会的弱者対策を重要な柱の一つとして取り組んでいます。」⁴²

小淵総理は同じ月のベトナム訪問時における演説でも「人間の安全保障」についてふれ、国連に「人間の安全保障基金」を設置するため 5 億円を拠出したことに言及した⁴³。小淵総理（や高村外相）はその後の国会での施政方針演説や国連総会での演説などでも「人間の安全保障」についてふれている⁴⁴。「人間の安全保障」はその後の幾つかの国際会議などで日本政府が積極的に議論を提起したテーマでもある⁴⁵。

日本政府の「人間の安全保障」に対する関心を説明するかのよう、2000 年 5 月の国際会議「グローバル化世界における人間の安全保障」におけるスピーチにおいて、高須幸雄外務省国際社会協力部長は次のように述べている。「我が国の人間の安全保障についての考え方は、UNDP により提唱された包括的な考え方に大変似ています。我が国は、戦後経済社会開発を通じ国民の繁栄と福祉の促進を図ってきましたが、このような経験を通して我が国は、このような人間の安全保障についての幅広い捉え方を主張していく上での十分な裏付けを得たのです。さらに、私たちは、このような方向にこそ 21 世紀の世界は進むべきものと確信しています。」

高須はさらに次のように言うことによって、「人間の安全保障」を過去の（日本）政府の活動との関連で位置づける。「人間の安全保障は、真新しい概念ではありません。国家の究極の責任は、領土を保全し国民の生存と福祉を保護するものであって、長い間、健全な政府は、人間の安全保障を国家の政策の一環として追求してきました。」「人間の安全保障」への関心が国際的に高まり、優先度が高くなっているのは、国内紛争の多発、グローバル化のもたらす不平等などの最近の変化を反映したものである、と指摘しつつ、なお高須は次のように

強調する。「しかしながら、このような人間中心の世紀においても、政府の役割は減じることはないことを急いで付け加えておかなければなりません。人間の安全保障は国家安全保障上の措置にとって代わるものではなく、領土保全、及び国民の生命・財産の保護は政府の責任であり続けます。ただ、国家の安全保障は、個人の生存と尊厳という人間の安全保障を確保するために不可欠ですが、それだけで十分ということにならないのです。仮に国家が豊かで強力なものになったとしても、その国で暮らす個人が安全かつ豊かな暮らす（ママ）ことができる保証はありません。政府の役割は、個々人がその生活を充実させ、更に個人の能力を不当な制限無しに発展させ得る基盤あるいは環境を提供することなのです。」⁴⁶

このような外務省を中心とする政府関係者の見解に、日本政府の「人間の安全保障」を外交政策の一つの理念的支柱としようとする意図が読み取れるかもしれない。2000年の『外交青書』では、「より良い地球社会を目指して」と題された節において、「人間の安全保障」が「総論」として、環境問題、テロ、国際組織犯罪及び薬物、人権擁護と民主化促進、保健・医療、原子力の平和利用と科学技術の国際協力、自然災害に対する国際緊急援助などの項目へ導く包括的概念としてふれられた⁴⁷。ただし2001年『外交青書』では、「第1章・総括」の最終節として、紹介された。2002年になると、「第1章・総括」の最終節「国際社会の主な取組」の中の最終項目として、国連の役割、大量破壊兵器の拡散防止、多角的貿易体制の強化、地球温暖化問題への取組、感染症対策と、並列的に扱われることになった。2003年『外交青書』でも、ほぼ同じような位置づけとなっている⁴⁸。

また国連への 5 億円 (463 万ドル) の拠出によって設立された「人間の安全保障基金」を通じた具体策として、東南アジアの貧困対策事業を行うアジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)「人間の尊厳イニシアティブ」など多岐に渡るプロジェクトが実施された。その後も日本政府は、さらに 183 億円 (1 億 6,550 万ドル) を追加拠出した⁴⁹。この基金を通じて、2002 年 6 月までに、61 プロジェクトに対して (国際会議開催費などを除いた実質的な数は 53) 8,412 万ドルの支援が行なわれた。内訳は、健康・医療分野 (19 件、926 万ドル) 貧困分野 (13 件、1,080 万ドル) 環境分野 3 件 (43 万ドル) 紛争分野 2 件 (377 万ドル) 難民分野 7 件 (650 万ドル) 薬物分野 1 件 (20 万ドル) 災害分野 3 件 (241 万ドル) コソボ支援 10 件 (4,880 万ドル) などとなっている。地域別で見ると、アジア 21 件 (1,713 万ドル) アフリカ 11 件 (982 万ドル) 中南米 2 件 (121 万ドル) カリブ地域 3 件 (92 万ドル) 大洋州 6 件 (159 万ドル) コソボ 10 件 (4,880 万ドル) などとなっている。特に設立当初にアジアへの配分が多かったが、その後に対象を広げているという⁵⁰。

またこの基金を受けて東京に事務局を置く「人間の安全保障委員会」が、緒方貞子元国連高等弁務官とアマルティア・セン・トリニティ・カレッジ学長 (ケンブリッジ大学) を共同議長として、二年間の活動期間を設定して発足し、2003 年 5 月に最終報告書が公表された。共同議長の役割分担を受けて、主に紛争と開発に関わる人間の安全保障の問題について論じられている⁵¹。

このように日本政府は、「人間の安全保障」概念を自らの外交理念を表現するものとして好んで用いている。この傾向がどの程度の間続くものなのかは明らかではないが、軍事的安全保障をめぐる議論が相対的に乏しく、その一方でか

つて「総合安全保障」概念を提唱し、現在非軍事的分野での国際協力活動の拡充を目指している日本外交の歴史的土壌・志向性からすれば、この傾向は十分に理解できるものだと言えよう。

5 人間の安全保障と東アジア

国連機関によって提唱された「人間の安全保障」概念は、人間の基本的な生存環境を維持するという普遍的な目的に関して、包括的でグローバルな射程を持つことを狙っている。しかし日本政府の政策は、明らかにアジア、特に東アジアに重点をおいている（たとえば「人間の安全保障基金」が実施した53の支援プロジェクトのうち、アジアが21件、東南アジアだけで15件を占めている。太平洋諸国へのプロジェクト6件を含むと、日本の周辺地域への支援が、全体の半分以上を占めていることになる⁵²。このような事情を踏まえて、「人間の安全保障」概念が東アジアという地域において持つ意味を考えてみたい（ここでは北東アジアだけでなく東南アジアも含むものとして「東アジア」地域を想定する）。

第一に、「人間の安全保障」概念は東アジアの知的・文化的風土になじむ価値規範かもしれない。東アジア諸国は、シンガポールのリー・クワン・ユーやマレーシアのモハマド・マハティール首相らによって、「普遍的」装いの人権規範を西欧的価値観の押し付けとする批判的見解で知られる。その論争は、人権法の文脈で言えば、「政治的・市民的」権利偏重になりがちだと言われる欧米諸国に対して、「経済的・社会的」権利の尊重を訴える視点を導入する態度につなが

ると言われる⁵³。もしそうだとすれば、自然権的基盤で人権概念を捉える「欧米偏重」の人権観を是正する勢力としてのアジアは、「人間の安全保障」に好意的であるべきはずである。

第二に、東アジアは飛躍的な経済発展を遂げているとはいえ、未だ被援助対象となっている諸国を多く抱える。すでに見たように、小渕首相が1997年アジア経済危機後の経済支援策と絡めて、「人間の安全保障」概念を提示し始めたことは象徴的である⁵⁴。経済的に不安定さを残しつつ、世界大の政治的重要性を持つ東アジアにおいて安全保障政策の「包括的」アプローチを強調することは、他のどの地域においてよりも強く求められるかもしれない。1994年のASEAN地域フォーラム（ARF）の第二回会議で採択された「コンセプト・ペーパー」が、「ARFは軍事的観点だけではなく、政治、経済、社会、その他の諸問題を含む総合安全保障の概念を認知する」と謳っていたことは、その意味で示唆的である⁵⁵。

第三に、東アジアではヨーロッパで発展したいわゆる「協調的安全保障」をそのまま取り入れるだけの条件が揃っていない。たとえば軍事的対立構造がヨーロッパにおいてほど明確ではなかったため、「硬いレジームを作って危険に対処し、紛争解決のために即効性のある政策決定をする共通の誘因が乏しい」という事情がある⁵⁶。したがって安全保障措置のための枠組みとしては「軟らかいレジーム」が当面模索されることになるが、逆にその「軟らかさ」は非軍事的領域をも視野に入れた「包括的」安全保障概念になじむものであろう⁵⁷。また言うまでもなくそれは日本の「総合安全保障」概念に合致するものでもある⁵⁸。

第四に、東アジアは欧米地域と比べて、旧植民地諸国が多く、アフリカほど

ではないとしても、国民国家の基盤が相対的に弱い。つまり国内政治制度そのものが脆弱であるか、または脆弱な状態に戻る危険性を持っている諸国が多いのである。中台関係を国家間関係に類似したものとして除外しても、東アジアでの安全保障構想は、単なる国家間関係ではなく、アチェなどインドネシア内部の独立志向地域、チベットなど中国内部の少数民族地域、カレン族などのミャンマー内部の少数民族居住地域での紛争・混乱、あるいはマレーシアなどでの民族的・宗教的対立、カンボジアなどでの民主化に伴う政治的不安定などを、考慮していかななくてはならない。「社会統合政策」が結論的に導き出される「包括的」概念としての「人間の安全保障」概念は、こうした意味でも東アジアで有効性を持ってくると言える。

第五に、外部世界に目をやれば、「人間の安全保障」は日本をはじめとする東アジア諸国の外交政策の指針となりうる。発展途上から経済先進国への脱皮を図る東アジア諸国にとっては、もはや一方的に援助の受け入れだけを期待することは許されない。今後はアフリカなどのより劣悪な経済的・社会的条件に苦しむ地域に、建設的に貢献していくことが求められる。また環境問題を尊重した経済発展というモデルを他の発展途上国に示す必要もある⁵⁹。そのとき軍事的領域での貢献は、決して軽視されるべきものではないとしても、欧米諸国と比べれば、相対的にその重要性は低い⁶⁰。「人間の安全保障」概念は、日本政府あるいは東アジアから外部世界に発信すべき建設的関係の指針になりうるものとして理解できるだろう。

ただしこれらの諸点とともに、「人間の安全保障」概念適用の限界を示す状況も東アジアには存在する。UNDPによる「人間の安全保障」論の背景には、冷

戦終結によって生み出される「平和の配当」を開発部門に移行させるという意図があった。この状況が東アジアにあてはまる度合いは、相対的には低い。冷戦終結の影響を過小評価することはできないとしても、少なくともそれによる体制変換はアジアでは起こらなかった。共産主義陣営対反共陣営の対立は過去のものとなりつつあるとはいえ、ヨーロッパのような価値の共同体を形成するだけの規範的統一性は生まれていない。朝鮮半島や台湾海峡のように、冷戦時代から一貫して継続している対立構造も解決されていない。むしろ中国の脅威という要素が東アジアではその深刻さを高め、東アジア諸国は経済規模の拡大もあって際立った軍事費の拡大を続けている⁶¹。国家間の軍事的安全保障環境の改善が「人間の安全保障」への関心の呼び水となることを考えれば、東アジアの依然として不透明な「伝統的」安全保障環境は「人間の安全保障」確保には阻害要因とみなされうる⁶²。

とはいえ「人間の安全保障」の予防的意味も忘れてはならない。UNDP『報告書』では「社会統合政策」に関心が寄せられ、国内紛争の予防が注目された。しかし国家間紛争の予防にも「人間の安全保障」環境の整備が、もちろん万能薬ではないとしても、有効であることを否定すべき理由はないだろう。

6 おわりに

本稿は「伝統的」安全保障概念の歴史的背景について考察し、そこに今日まで続く「責任化」、「社会化」、「国際化」の流れを見出した。そしてUNDPの「人間の安全保障」概念が、そのような歴史的背景を持ちつつ、ポスト冷戦時代の

要請を受けて生まれたものであると主張した。それにしたがって「人間の安全保障」概念が同じく 1990 年代になって議論されるようになった「平和構築活動」の概念と、開発と平和という二つの異なった目的を持っているにもかかわらず、密接な関係を持っていることを指摘した。本稿はそのような「人間の安全保障」概念が、第二次世界大戦以来、「伝統的」安全保障概念を強く全面に出すことを控えてきた日本政府によって注目されていることも確認した。そして日本政府が主に東アジアにおいて「人間の安全保障」に関係する政策を実行しようとしていることを考慮し、地域的文脈で「人間の安全保障」概念が意味するものについて補足的な考察を行なった。

本稿はこのように、「人間の安全保障」概念の歴史的・政治的な観点から考察することを、主な目的とした。もちろん本当に重要なのは、「人間の安全保障」概念が、実際の政策立案・実施において、どのような意義を持っているかということであろう。しかし具体的な処方箋を提示する作業は、別の機会に譲りたい。理論的な考察を行なった本稿が最後に付記できることは、「人間の安全保障」概念は必ずしも特定の政策を要請するものではない、ということであろう。世界大での「人間の安全保障」のためには、無限の方策が必要であり、そこには常に政治的判断・政策立案の要素が入ってくる。

それでもなお「人間の安全保障」が有用なのは、包括的な観点を採用して「安全保障」政策を立案・遂行することが、確かに現代世界で求められているからである。それは確固とした歴史的な背景を持ち、現代国際社会の要請に見合った方向性である。その役割を慎重に見極めた上で、東アジアで、さらに他の地域で、「人間の安全保障」に基づいた支援策を適用することは、有用かつ望まし

いことだと思われる。

注

- ¹ たとえばインターネットの大英図書館検索システムなどで20世紀以前のsecurityという語の使用法について垣間見ることができる。
- ² National securityは国家の安全保障を意味するのだから正確にはstate securityだとの見方もある。See Donald M. Show, *National Security: Defense Policy in a Charged International Order*, fourth edition (New York: St. Martin's Press, 1998).ただし私見では、このような見方は、本稿の「責任化」の歴史的背景を軽視していると思われる。またたとえばConference for Security and Cooperation in EuropeとかCouncil for Security Cooperation in the Asia Pacificなどという表現には、国家の安全だけではなく、地域における安全という意味も含まれているはずである。
- ³ 土山實男「序章 安全保障の終焉? - 不安と安全の政治学 - 」、『国際政治』117号：安全保障の理論と政策、1998年、2頁、参照。
- ⁴ 国民国家概念がフランス革命以降のナショナリズムの進展によって完成したことについては、たとえば拙稿「国家主権概念をめぐる近代性の問題 - 政治的概念の『エピステーメー』の探求 - 」、広島大学総合科学部紀要II『社会文化研究』、第25巻、1999年、参照。
- ⁵ 土山實男は安全保障とパワーを結び付けるのは近代国家の「容器メタファー」に依拠した理解だと指摘している。土山、前掲論文、6-7頁、参照。
- ⁶ ヘドリー・ブルはバランス・オブ・パワーの原理が実際にも、また政策決定者の意識の中にも確立された18、19世紀を「ヨーロッパ国際社会」と呼び、16、17世紀の「キリスト教国際社会」と区別する。See Hedley Bull, *The Anarchical Society* (London: Macmillan, 1977), pp. 27-38.
- ⁷ 国際社会の歴史的把握を試みたブルが、戦争を国際社会の秩序維持のための「制度」の一つにあげているのはそのためである。See *ibid.*, Chapter 8.
- ⁸ ウェストファリア条約によって生まれたドイツの主権君主が355にもものぼり、ナポレオンのレーゲンスブルグ国家の命令などをへて1815年にドイツ連邦が成立した際にはその数が大幅に減ったとはいえ、まだ15を数えた。ドイツ帝国統一までの間、プロシアとオーストリアに挟まれてヨーロッパ中央に位置する諸君主国家の安全保障は、あくまでもヨーロッパ全体のバランス・オブ・パワー操作の手段でしかなかった。
- ⁹ 実際ロバート・ジャービス(Robert Jervis)は国際政治における唯一の安全保障レジームの

例としてウィーン体制をあげる。土山、前掲論文、6頁、参照。

¹⁰ 大国の世界全体に対する安全保障上の責務については、1970年代に登場した英米の理論家の議論を参考にできるだろう。たとえばBull, *The Anarchical Society*, Chapter 9, and Kenneth N. Waltz, *The Theory of International Politics* (New York: McGraw-Hill, Inc., 1979).

¹¹ 栗栖薫子は人間の安全保障論の展開者を、「人権・開発派」、「社会学派」、「地球統治論」の三つに分類する。栗栖薫子「人間の安全保障」、『国際政治』117号「安全保障の理論と政策」、86-89頁、参照。

¹² この事情については、土山、「序章」、参照。

¹³ 本節はこの『報告書』で提示された「人間の安全保障」概念を、本書全体の目的にしたがって、より政治的な視点から分析する。しかし本稿は『報告書』があくまでも開発についての報告書であり、決して政治学の研究書ではないという点を無視するつもりはない。開発の観点から提示されたがゆえの特質を、『報告書』の欠陥とみなす誤りをおかしてはならない。それでも本稿が『報告書』に焦点をあてるのは、影響力と議論の明晰さにおいて、それが「人間の安全保障」をめぐる議論を整理するために必要不可欠だと考えるからである。

¹⁴ UNDP (国連開発計画)『人間開発報告書 1994 日本語版』(国際協力出版会、1994年)、23頁。

¹⁵ 同上、24頁。

¹⁶ 同上、22頁。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 同上、24-25頁。

¹⁹ 同上、25-27頁、参照。

²⁰ 同上、27頁、参照。

²¹ 同上、27-28頁、参照。

²² 同上、28-30頁、参照。

²³ 同上、30-31頁、参照。

²⁴ 同上、31-32頁、参照。

²⁵ 同上、32-33頁、参照。

²⁶ 同上、34-37頁、参照。

²⁷ 同上、38-39頁、参照。

²⁸ 同上、24頁、参照。

²⁹ 同上、33 頁、参照。

³⁰ 同上、30 頁、参照。

³¹ この点で参考になるのはロバート・ジャクソンの「擬似国家」概念である。ジャクソンによれば、対外的主権（独立）を持つだけで対内的主権としての政府の十分な国内統治能力を持たない国家は、「擬似国家」と呼ぶべき存在である。ジャクソンは政治理論におけるアイザイア・バーリンの「消極的自由（不干涉原則）」と「積極的自由（自己実現）」の概念を援用し、対外的主権と対内的主権の両者の必要性を説く。See Robert H. Jackson, *Quasi-states: Sovereignty, International Relations and the Third World* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), and Isaiah Berlin, “Two Concepts of Liberty,” in Isaiah Berlin, *Four Essays on Liberty* (Oxford: Oxford University Press, 1969).

³² 同上、79 頁、参照。

³³ 同上、7 頁、参照。

³⁴ 同上、9 頁、参照。

³⁵ UNHCRの緒方貞子弁務官は人間の安全保障を重要なものとして捉え、UNHCRの活動の性格付けに好んで用いた。緒方弁務官の人間の安全保障概念については、たとえば“Keynote Speech by Mrs Sadako Ogata, United Nations High Commissioner for Refugees, at the International Symposium on Human Security (Bridging the G8 Kyushu-Okinawa Summit and the UN Millennium Summit) “Enabling People to Live in Security,” Tokyo, 28 July 2000, <http://www.unhcr.ch/refworld/unhcr/hcspeech/000728.htm>、参照。

³⁶ Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace*, Second Edition (New York: United Nations, 1995), pp. 19-22.

³⁷ *Ibid.*, p. 19.

³⁸ UUNDPの1994年『報告書』の作成を指揮したマブール・ハクは、国連人間安全保障理事会が設立された場合には、国家内部での紛争は従来の安保理ではなく、新設の人間安保理が取り扱うことにすべきだと主張する。人間安保理は経済・軍事・開発に携わる包括的機関として想定される。See Mahbub ul-Haq, “Global Governance for Human Security” in Majid Tehranian (ed.), *Worlds Apart: Human Security and Global Governance* (London: I. B. Tauris, 1999), pp. 88-94.

³⁹ たとえば中西寛「日本の安全保障経験 - 国民生存論から総合安全保障論へ - 」、『国際政治』117号：安全保障の理論と政策、1998年、150-154頁、参照。

⁴⁰ 宮脇昇は「人間の安全保障」と「総合安全保障」の連関性を認めつつ、後者に「主権国家体系のもつ排他性」が反映されるならば前者にとって危険なものとなると主張する。宮

脇昇「冷戦後の安全保障概念の多元化 - 『人間の安全保障』論を中心に - 」、財団法人日本学術協力財団（編）『冷戦後のアジアの安全保障』（大蔵省印刷局、1997年）54頁、参照。

41 外務省「人間の安全保障（平成12年9月5日）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/hosho.html>、参照。

42 「小淵総理大臣演説：アジアの明日を創る知的対話」、1998年12月2日、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1202.html>。

43 「ヴェトナム国際関係学院主催講演会における小淵総理大臣政策演説：アジアの明るい未来の創造に向けて」、1998年12月16日、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1216.html>。

44 「第145回国会における小淵総理大臣施政方針演説」（1999年1月19日）、「第145回国会における高村外務大臣外交演説」（1999年1月19日）、「第54回国連総会における一般討論演説 - 副題『21世紀における課題と国連の役割』 - 」（1999年9月21日）、「高麗大学における小淵総理大臣演説： - 新世紀の日韓関係 - 新たな歴史の創造」（1999年3月20日）。外務省（編）『2000外交青書（平成12年版）：21世紀に向けて - より良き未来のための外交』別冊（大蔵省印刷局、2000年）313、318、331、339頁、参照。

45 外務省・国連大学共催「開発：人間の安全保障の観点から」（1999年6月）その際の「武見政務次官基調講演：21世紀に向けた新たな開発 - 尊厳ある個人としての存在のために - 」

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/11/19990505.html>>、「セミパラチンスク支援東京国際会議」（1999年9月）における「小淵総理メッセージ」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/sp_sori.html>及び「武見外務政務次官基調報告」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/sp_seimu.html>、国際連合大学・（財）日本国際問題研究所共催「（財）日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム：人間の安全保障を求めて」（1999年12月）における「荒木外務総括政務次官冒頭挨拶」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/sei_0728.html>、その際の「小淵内閣総

理大臣基調講演」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/11/eos_1211.html>、外務

省主催「人間の安全保障国際シンポジウム - G8九州・沖縄サミットから国連ミレニアムサミットへ - 」（2000年7月28日）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/sei_0728.html>、「人間の安全保障国際シ

ンポジウム - テロと人間の安全保障 - 」（2001年12月15日）における小泉総理大臣挨拶

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/terro_koizumi.html>および田中外務大臣挨拶

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/terro_tanaka.html>、参照。

46 「国際会議『グローバル化世界における人間の安全保障』における高須国際社会協力部長スピーチ(仮訳)(2000年5月)<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/takasu.html>>。

47 外務省(編)『2000外交青書(平成12年版):21世紀に向けて-より良き未来のための外交』(大蔵省印刷局、2000年)103-104頁。

48 各年度の『外交青書』については、

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>>。

49 パンフレット「人間の安全保障基金」、

<http://www.mofa.go.jp/policy/human_secu/t_fund21/t_fund21.pdf>、6頁。

50 同上、10頁。

51 See Commission on Human Security website

<<http://www.humansecurity-chs.org/finalreport/index.html>>。なお川口外務大臣は、報告書に関して次のように表明している。「日本政府としても、この報告書を受けて日本の人間の安全保障外交の一層の推進に向けて、方策を練っていきたいと考えております。その中には、国連などの多国間の場合や、各国との二国間関係における普及など、様々な場が考えられると思います。また、人間の安全保障の実現に当たっては、これまで日本のODAは有効な手段として重要な役割を果たしてきており、さらに今般、従来の草の根無償に、人間の安全保障の考えを反映し、『草の根・人間の安全保障無償』として大幅に拡充することとしました。これまでわが国は99年3月に国連に設置された『人間の安全保障基金』を通じて人間の安全保障の考え方に基づいて国際機関の活動に方向性を与えつつ具体的な協力を行ってきました。これからは、この報告書の提言を踏まえ、これら二つの手段を互いに連携させながら、一層積極的に活用していきたいと考えております。そのために、外務省内においても、全省的取組を強化したいと考えております。」「川口外務大臣挨拶・人間の安全保障国際シンポジウム-国際社会が様々な脅威に直面する時代におけるその役割-」(2003年2月25日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/15/ekw_0225.html>。

52 パンフレット「人間の安全保障基金」、16-29頁、参照。なおコソボへの支援が10件と突出していることも、日本政府の外交政策上の配慮から説明することができるだろう。

53 たとえば大沼保昭『人権、国家、文明：普遍主義的人権観から文際的人権観へ』(筑摩書房、1998年)141-151頁、参照。

54 「小淵総理大臣演説：アジアの明日を創る知的対話」、参照。

55 「資料-2:コンセプト・ペーパー」, Straits Times (July 26, 1994), Far Eastern Economic Review (Aug. 11, 1994)より佐藤考一氏が抜粋仮訳、財団法人日本学術協力財団(編)『冷

戦後のアジアの安全保障』所収、197頁。

56 佐藤考一「ASEAN地域フォーラム（ARF） - アジア太平洋地域における安全保障協力の試み - 」、財団法人日本学術協力財団（編）『冷戦後のアジアの安全保障』所収、185頁。

57 ジェイムズ・リチャードソンはアジア太平洋地域における地域機構の制度的枠組みの脆弱さについて、それを「アジア的」なものとし、簡単には否定的な解釈を与えるべきではないとする。リチャードソンはまた、軍事的領域だけでなく、経済的、政治的、環境に関するアジア安全保障構築の必要性を指摘する。See James L. Richardson, “The Asia-Pacific: Geopolitical Cauldron or Regional Community?” in Gary Klintworth (ed.), *Asia-Pacific Security: Less Certainty, New Opportunities?* (Melbourne: Addison Wesley Longman Australia Pty Limited, 1996). 「西洋的」形式的制度重視とは異なり、「アジア的」方法は「忍耐、非形式性、実践主義、同意と進歩」を尊重するという指摘は、Desmond Ball, “Building Confidence and Security in the Asia-Pacific Region” in *ibid.*, p. 254-255.

58 クルト・ラドケは「総合安全保障」を「包括的（comprehensive）安全保障」として捉え、文明の統一性を特徴にするヨーロッパに対して多様性を内包する「アジア的なもの」と理解する。Kurt W. Radtke, “Asia-Pacific in Transition, or Mutually Assured Instability” in Kurt W. Radtke and Raymond Feddema (eds.), *Comprehensive Security in Asia: Views from Asia and the West on a Changing Security Environment* (Leiden: Brill, 2000), p. 48-49.

59 See, for instance, Teng Teng, “Environmental Security and Sustainable Development in Asia Pacific” in Majid Tehranian (ed.), *Asian Peace: Security and Governance in the Asia Pacific Region* (London: I. B. Tauris, 1999).

60 ヒュー・スミスは地域諸国の平和維持活動へのさらなる貢献を期待しながら、それが国連の枠組みの中で各国の国益と目的に合致した緩やかなものであるべきことも付記する。Hugh Smith, “International Peacekeeping: Issues for the Region” in Klintworth (ed.), *Asia-Pacific Security*, pp. 262-272.

61 東アジア諸国全体での軍事費は、1985年から1996年までの間で、38.1%の上昇を記録した（USドル換算）。その傾向に拍車をかけたのは、中国、日本、韓国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイである。See Barry Buzan and Gerald Segal, “Rethinking East Asian Security” in Michael T. Klare and Yogesh Chandrani (eds.), *World Security: Challenges for a New Century*, third edition (New York: St. Martin's Press, 1998), p. 101.

62 「伝統的安全保障」と「人間の安全保障」の関係を東アジアの状況を考慮に入れて冷静に分析した諸論文を収録するものとして、William T. Tow, Ramesh Thakur and In-Taek

Hyun (eds.), *Asia's Emerging Regional Order* (New York: United Nations University Press, 2000).